

Title	ダイオキシン問題報道における「ニュースステーション問題」： ジャーナリズム批判による現実の社会的構築・構成
Sub Title	
Author	山口, 仁(Yamaguchi, Hitoshi)
Publisher	慶應義塾大学メディア・コミュニケーション研究所
Publication year	2010
Jtitle	メディア・コミュニケーション：慶應義塾大学メディア・コミュニケーション研究所紀要 (Keio media communications research). No.60 (2010. 3) ,p.155- 165
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AA1121824X-20100300-0155

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

ダイオキシン問題報道における 「ニュースステーション問題」

—ジャーナリズム批判による現実の社会的構築・構成—

山口 仁



▶ 1 問題の所在：ダイオキシン問題報道の二つの側面

本稿の目的は、「史上最大の毒物」とされたダイオキシンの汚染問題に関する報道の展開過程において、一つの転機となった「ニュースステーション問題」およびこの問題に関する報道が、その後のダイオキシン問題の構築・構成に対して与えた影響について考察することである。

問題の発端は、ダイオキシン問題報道が質・量ともに頂点に達していた1999年の2月1日である。この日、テレビ朝日系列の報道番組「ニュースステーション」は、埼玉県所沢市周辺のダイオキシン汚染の実態を独自のデータを交えて報道した。この放送は大きな反響を呼び、報道の中で「ダイオキシンに汚染された野菜」とされた所沢産のホウレンソウは、翌日以降、大きく値を下げた。

だが後に、番組の中でホウレンソウのものでされていたダイオキシン含有データは、煎茶のものであったことが判明する。すると、農家をはじめ、他のマス・メディア、評論家・ジャーナリスト、そして国会議員や政府も、テレビ朝日や「ニュースステーション」を批判しはじめた。さらに所沢市周辺の一部の農家は、「ニュースステーション」の報道が名誉毀損に当たるとして、テレビ朝日を提訴するに至った。この訴訟は最高裁まで争われ、テレビ報道による名誉毀損の基準に関する新たな判例も出された¹⁾。この一連の出来事についても報道はたびたび行われた。

このように一概に「ダイオキシン問題報道」といっても、①ダイオキシン汚染問題に関する報道、②ニュースステーションのダイオキシン問題報道が引き起こした問題（本稿では「ニュースステーション問題」と表記する）に関する報道、という二つの側面が存在する。1999年2月以降は、②の側面が強くなっていった（小室2002参照）。またダイオキシン問題報道に関する論評も、その多くが②に関するものである。

筆者は以前、「ニュースステーション問題」に関する議論が中心だったダイオキシン問題報道の研究動向を批判し、中長期的な観点からダイオキシン汚染問題報道の分析を行った。そしてダイオキシン問題には、ごみ問題・焼却炉問題としての側面と、農薬問題とし

脚注

1. 判例の解説については、山口いつ子（2005）参照。またこの一連の訴訟や判決・判例に関しては、飯室（2004）、若林・漆間

（2004）を参照のこと。

ての側面があり、前者に関しては膨大なマス・メディア報道が行われた一方、後者に関してはほとんど報道が行われなかったと指摘した(山口 2009 参照)。そして「ニュースステーション問題」に関して、以下のような見解を仮説的に提示した。

（「ニュースステーション問題」に関する議論の高まりによって、間接的にはあるが、農薬問題としてダイオキシン問題を構築すること、そしてごみ焼却炉問題として構築されたダイオキシン問題を適及的に再構築することへの関心が失われた（山口 2009, 88。以下本稿における傍点はすべて引用者によるもの）。

しかし山口（2009）では、「関心が失われた」ことについて、詳細な考察を行うことはできなかった。また筆者以外にも、「ニュースステーション問題」、およびその報道がダイオキシン問題報道全般に与えた影響について、学術的観点から考察した研究は皆無である²⁾。

その理由の一つとして、マス・コミュニケーション研究やジャーナリズム研究において、マス・メディア報道批判、いわゆる「ジャーナリズム批判」を分析するための視点が確立されていないことがあげられる³⁾。「ニュースステーション問題」は、ニュースステーションというマス・メディア報道が引き起こした問題を、論評・批判するという形態で報道された。つまり、「ニュースステーション問題」報道の分析とは、ジャーナリズム批判の分析の一事例として位置づけることが可能なのである。

そこで本稿では、まずジャーナリズム批判を分析するための視点を確立させ、それに基づいて「ニュースステーション問題」報道の分析を行う。具体的には、ジャーナリズム批判とは現実を社会的に構築・構成する行為の一種であり、それは「背後仮説」の影響を受けながら行われていることを明らかにする（2章）。そして「ニュースステーション問題」報道がダイオキシン問題報道において相対的地位を高めていったことを明らかにし（3章）、ダイオキシン問題報道全般に与えた影響を考察していく（4章）。

▶ 2 ジャーナリズムとジャーナリズム批判

2-1 現実を構築・構成するジャーナリズムとジャーナリズム批判⁴⁾

ジャーナリズムの定義に関しては、「同時代を記録し、その意味について批評する仕事(鶴見 1965, 41)」と社会的活動の一種として中立的に定義しようとする立場もあるが、多くの論者は規範的含意を持たせてジャーナリズムを論じてきた⁵⁾。ここでは、ジャーナリズム活動を行う組織や人々が何らかの問題を起こす度に、ジャーナリズムとはいかなる活動であるべきか、実際の活動がその理念や規範に則っているかが繰り返し議論されてきた⁶⁾。

脚注

2. 「ニュースステーション問題」に関する著作として、横田（2001）があるが、出版時期からも分かるように学術的分析というよりは、論争の当事者として特定の立場から見解を主張するものとしての性格が強い。
3. 「特集 マス・メディア批判の軸をめぐって」を掲載した『マス・コミュニケーション研究』第57号の編集後記では、「マス・メディア批判そのものを組上に載せて議論してこなかったのではないか。さらに『マス・メディア批判』を批判する視座をもちえていないのではないだろうか」と指摘されている。
4. 「Construction」の訳語を「構築」と「構成」のどのようになるかは、社会学者の中でも意見が分かれている。現実が作られていく動態的な過程を意識すれば「構築」という訳語がふさわしいかもしれない。しかし「Construction」には構築された現実が継続しているという「構成」のニュアンスも含まれている

ように思える。その双方の意味をこめて本稿では「構築・構成」という訳語を使う。

5. 「ジャーナリズムの活動に対しては、その影響力が増大するにつれ、規範的観点から様々な要請が行われ、批判も加えられるようになってきた（大石 2005, 23）」という指摘がある。
6. 例えば「現代日本ジャーナリズムの病状を世論との関係から診断し、私なりの基本療法を提示しようと試みた（原 1994, I）」、「私達の考える『ジャーナリズムの原点』に照らして、日本の報道の現状を斬る（川崎・柴田 1996, 214）」という記述に代表される。また門奈は「ジャーナリズムの危機そのものはやはり、特殊・具体的な事象の積み重ねが契機となっている。80年代はそういう契機的事象が多かったし、そのつど、ジャーナリズム批判の論考が出ている（門奈 1990, 9）」と述べている。

例えば、山本明は、ジャーナリズムを論じることを「第一にジャーナリズムとは何かと問い、その答えと現在のジャーナリズム状況との落差を認識すること（山本1967, 7）」であると位置づける。このような考え方に従えば、ジャーナリズム批判とは、ジャーナリズムの理念型を提示し、実際の活動がそれから逸脱しているか否かを判断・主張する行為として定義できる。ジャーナリズム批判が行われる過程では、ある個人や組織のジャーナリズム活動における特定の要素に注目が集まり、それがある規範的基準によって「規範から逸脱した／規範に適合したジャーナリズムである」という判断が行われる⁷⁾。すなわちジャーナリズム批判は、「このようなジャーナリズム活動が行われている」「それはジャーナリズムの規範から逸脱している（いない）」という現実を構築・構成する行為であると考えられる。

一方、ジャーナリズムもまた事件・出来事の報道を通じて、現実を構築・構成していることは、多くのマス・コミュニケーション研究者によって指摘されてきたことは周知の事実であろう。例えば、大石裕は「現代社会において出来事は、ジャーナリズムによって報道されることではじめて社会的に可視的な存在となり、出来事の推移に多くの力が作用することになる。それとは逆に、報道されない出来事は社会レベルでは不可視の存在となり（大石2005, 123）」と指摘している⁸⁾。

以上の点を踏まえると、ジャーナリズムとジャーナリズム批判は、ともに現実を構築・構成するという共通の性質を備えていることが分かる。ただ、ジャーナリズムは事件・出来事に関する記録・論評であるのに対して、ジャーナリズム批判はジャーナリズムに関する記録・論評である。従って、ジャーナリズム批判の方がよりメタレベルの現実の構築・構成を行っている。すなわちここでは、「現実を構築・構成するジャーナリズムに関する現実を構築・構成するジャーナリズム批判」というように現実の構築・構成に関して多層的な関係が形成されていると考えられる。

2-2 ジャーナリズム批判と「背後仮説」

前述の多層的な現実の構築・構成の考察を進めるためには、ジャーナリズムとジャーナリズム批判が、それぞれどのようなものの影響を受けながら現実を構築・構成しているのかを明らかにする必要がある。前者による現実の構築・構成に関しては、マス・コミュニケーション研究において議論が蓄積されてきている。例えば大石は、「社会の中のジャーナリズム」という視点を提示する。ジャーナリズムは数多くの事実の中から特定の事実を選択し、それらを有意な形で纏め上げることで現実として構築・構成しているが、その選択の仕方、纏め上げ方は、ジャーナリスト個人のものというよりも、彼らが所属する組織、業界、そして社会で共有され繰り返し用いられる論理や常識的な知識に依存している。その点で、ジャーナリズムは社会における価値観の支配的な配置を反映しているといえる（大石2005参照）。

ではジャーナリズム批判に影響を与えるものは何だろうか。ジャーナリズム批判は、規範的観点から行われているとはいえ、専門的な概念を用いてジャーナリズム活動を分析し、そこからジャーナリズムに関する社会理論を定式化しようとする行為の一種であることに

脚注

7. このような行為は、社会学の逸脱研究において指摘された「ラベリング行為」の一種であると考えられる。H・S・ベッカーは「逸脱」に関して、ある対象に備わっている性質としてよりも、人々がある対象にラベリングしていく過程を重視した。すなわち逸脱とはラベリング行為によって構築・構成されるものであり、ラベリングとは「『逸脱している状況』という現実」を構築・構成する行為である。このように考えれば、ジャーナリス

ム批判とは、ある報道に関して「(ジャーナリズムの理念型から)逸脱したもの」というラベリングをする行為の一種であると考えられる。

8. 現実の社会的構築・構成の考え方をニュース研究に取り入れた研究者としては、タックマン(1978)が代表的である。他に烏谷(2001)も参照。

は変わらない⁹⁾。この場合、ジャーナリズム批判を社会的行為として分析するためには、社会理論そのものを再帰的に考察した社会理論における議論が参考になると思われる¹⁰⁾。

「自己反省の社会学」を提唱した米国の社会学者 A.W. グールドナーは、社会学者の行為を社会学的に分析しようと試みた代表的な研究者である¹¹⁾。グールドナーは、「社会学者と非専門家といった異なる二種類の人間がいて、各々の行動は異なる方法で考察されねばならぬと仮定することを、社会学者はやめ」るよう要求する。そして「社会学者をたんに人類の中の一員として (グールドナー 1974, 33)」考察する必要性を指摘した。人々が社会の中で行為を行っているように、社会学者もある特定の社会の中で社会理論を定式化するという行為を行っているからである。社会学が前者を研究対象としてきたように、後者も研究対象とするようグールドナーは提唱した。

そしてグールドナーは、社会学者が依存する「先行仮説」に注目した。先行仮説とは、社会学者が自らの研究を組織化し、社会理論を定式化するときの基礎となるものである。グールドナーによれば、この「先行仮説」は、明示的に定式化された仮説である「公準」と、自明視され仮定も明示もされない仮説である「背後仮説」に分けられる。特に「理論はある程度まで、その内部に埋め込まれている背後仮説のゆえに容認されたり、あるいは拒否されたりする (37)」として、社会学者の理論形成には背後仮説が大きな影響を与えていると指摘した。グールドナーによれば、この領域仮説は社会学者のみならず一般の人々にも共有されており、「理論家の研究と一般社会とを結ぶ重要な環 (39)」となる¹²⁾。

なおグールドナーによれば、この背後仮説は適用される領域や分野に応じて段階的に分けられる。その中で最も一般的で社会全般に関する背後仮説のことをグールドナーは「世界仮説」、特定の領域に関する背後仮説のことを「領域仮説」と呼んだ。さらにこの「領域仮説」は、適用される領域の大きさによって多層的に構成されているという。

このような議論を、ジャーナリズム批判に対して適用すると以下のようなことが言えるだろう。ジャーナリズム批判が分析に際して用いる枠組み、例えば表現の自由に関する理論や民主主義に関する理論などは、先行仮説の中の「公準」に該当する。すなわちジャーナリズム批判では、表現の自由や民主主義の価値が規範的に明示され、それをもとに議論が形成されている。そして、それらの「公準」が具体的事例に対して適用されるときには、ジャーナリズム批判をする者が有する「背後仮説」が作用する。この「背後仮説」は、ジャーナリズム批判をする者の独自のものというよりも、社会的に共有されていると考えられる¹³⁾。それは、社会全般に関する自明視された仮説 (世界仮説) でもあり、また特定の事例に関して自明視された仮説 (領域仮説) でもある¹⁴⁾。

脚注

9. しかしジャーナリズム批判中心に展開してきた日本のジャーナリズム論には学術的研究としては問題があると指摘している者もいる (鶴木 1999 参照)。
10. 社会問題とその構築過程に関する理論自体が社会問題の構築に寄与しているという指摘は、社会問題の構築主義における「構築主義論争」において展開された (平・中河 2000・2006 参照)。しかしこの論争では、そうした理論による構築が何の影響下にあるかについて深い分析が行われてきたとはいえない。本稿で取り上げるグールドナーは、構築主義論争の中で一部言及されつつ、さらに「背後仮説」という理論に影響を与えるものを概念として提示できているという点で、構築主義論争における議論よりも、本稿の目的に適合していると考えられる。より詳細な学説史的・理論史的な考察は今後の課題としたい。
11. 保田 (1999) 参照。またグールドナーの自己反省の社会学を理解するに当たり、原田 (1994) も参照した。
12. また明確に概念化されたわけではないが、社会問題研究におけ

- る構築主義的アプローチにおいても、社会理論の背後に存在する仮説についての議論が行われた。一般的には社会問題とは「人々がこうであるべきだと考えるものと、現状の間に看過できないほどの格差があるとき生じる」とされるが、この定義に基づいて研究が行われた場合、「こうであるべきもの」だと社会的に共有されている認識に社会学者も影響を受けざるを得ない。社会問題研究におけるこのような議論は平・中河 (2000・2006) を参照のこと。
13. これは「『表現の自由』が法的に保障されているといっても、その内実は法の解釈や運用によって決められているということは、究極的には、『表現の自由』を保障するのは法ではなく、社会に生きる人びとの『表現の自由』を守ろうとする意思に依存する (伊藤 2006, 7)」という指摘とも共通する。つまり何に関する「『表現の自由』を守ろう」とするのは、社会において共有された論理や常識に依存すると考えられる。

以上の議論を踏まえると、ジャーナリズム批判を分析するアプローチの一つとして、ジャーナリズム批判が有する「(世界仮説や領域仮説を含む) 背後仮説」に注目していく方法があることがわかる。すなわちそれは、ジャーナリズム批判が有する「背後仮説」を明らかにし、それと社会において共有されている論理や常識的な知識との関係を考察するものになるだろう。

このアプローチを採用するにあたり、本稿では以下のような仮説を提示する。

- ・ジャーナリズムによる現実の構築・構成を規定し、またジャーナリズムによって再生産される社会の論理や常識的な知識と、ジャーナリズム批判を規定する「背後仮説」は重複する。
- ・ジャーナリズム批判は、ジャーナリズムによる現実の構築・構成の仕方を批判しながらも、ジャーナリズムによって再生産された論理や常識を「背後仮説」として自明視することで、そのさらなる再生産・維持に寄与する。その結果、ジャーナリズムが構築・構成した現実の再生産と維持も行う。

上記の仮説は、ジャーナリズム批判が社会の極めて狭い範囲においてしか流通していないのであれば、あまり意義をもたないかもしれない。だが、いわゆる「ジャーナリズム論者」以外にも、ジャーナリズム批判を行う者はいる。例えば、ジャーナリズム批判の論評対象となるはずのマス・メディア自体、報道や解説を通じてしばしばジャーナリズム批判を展開している。「ニュースステーション問題」報道はまさにその代表的事例である。

上記の仮説を、本稿の考察対象である「ニュースステーション問題」報道にあわせて、具体化すると以下のような仮説へと変換できる。

- ① 「ニュースステーション問題」以前、マス・メディアはダイオキシン問題報道を集中的に行い「ごみ問題としてのダイオキシン問題」という現実を構築・構成した。その結果、ダイオキシン問題に関する常識的な知識が形成された。
- ② 1999年2月以降ダイオキシン問題報道全般において、ジャーナリズム批判としての性格が強い「ニュースステーション問題」報道が支配的になっていった。
- ③ 「ニュースステーション問題」報道は、ジャーナリズム批判としてさまざまな議論や論争を巻き起こしたが、ダイオキシン問題報道によって形成された常識的な知識を自明視し「背後仮説」とすることで、その再生産・維持に間接的に寄与した。そして「ごみ問題としてのダイオキシン問題」という現実の再生産と維持に寄与した。

①～③のうち、①に関してはすでに検証が行われている（山口2009参照）ので、本稿では3章において②、4章において③に関して考察を行う。

▶ 3 ニュースステーション報道以降のダイオキシン問題報道の展開

3-1 所沢ダイオキシン騒動

1999年2月1日、テレビ朝日の報道番組『ニュースステーション』は、独自の調査データをもとに、埼玉県所沢市内の野菜1グラム当たりダイオキシンが0.64～3.80ピコグラ

脚注

14. 数多くの行われている報道の中で、どの報道に対してジャーナリズム批判を行うかということを決定する際には、その論者自

身の持つ、もしくは社会で共有された「背後仮説」が影響を与えることになるだろう。

ム検出されたと報じた。この値は、厚生省（当時）の全国調査のデータ（0～0.43ピコグラム）を大きく上回るものであった。この日、ニュースステーションは所沢市のダイオキシン汚染を周辺の産廃の野焼き問題と関連付けて取り上げており、その内容は当時のダイオキシン問題報道において主流だった「ごみ問題としてダイオキシン問題」という論理に沿ったものであった（山口2009参照）。

番組放送後、ダイオキシン汚染を名指して指摘された所沢産の野菜価格は大幅に下落した。この出来事は、「テレビ朝日系『ニュースステーション』が報道したのをきっかけに、埼玉産や所沢産の野菜の入荷を中止する動きが広がっている」（『朝日』1999年2月4日）と新聞でも報道されている。

しかしこの時点では、ニュースステーションに対する批判というよりも、埼玉県や所沢市の動向を伝える報道が主流だった。新聞報道は、調査実施やデータ公開に追われる関係機関（農協や市役所）の様子を伝え、「所沢市や埼玉県が早急に調査すべきだ。問題があれば出荷を停止させ、補償すべきだろう。ダイオキシンの発生源抑制対策の遅れは、地方行政の問題」（『朝日』1999年2月4日）と、対策が遅れる行政を批判する文脈でこの出来事を取り上げていた⁽¹⁵⁾。

このようにある地域のダイオキシン汚染問題、およびそれに対する住民の反応を伝える報道は以前にも存在していた⁽¹⁶⁾。埼玉県・所沢市の問題も、野菜の価格下落・入荷停止というパニックに発展したものの、依然として従来のダイオキシン汚染報道の延長線上にあった。

●表 ニュースステーション訴訟年表	
年月	裁判に関する出来事
1999年	
2月1日 (7月)	テレビ朝日『ニュースステーション報道』 (「ダイオキシン類対策特別措置法」成立) (農水省、過去に使用されていた農薬にダイオキシン含有を認める)
9月	JA 所沢の組合員 376 人、損害賠償と謝罪放送を求めてテレビ朝日を浦和地裁に提訴
2000年	
2001年	
2月	訴訟が浦和地裁で結審
5月	さいたま地裁(旧浦和地裁)が「公益を図る目的で、主要部分は真実」と請求を棄却。原告のうち 41 人が控訴。
2002年	
2月	東京高裁、控訴棄却。29 人が上告
2003年	
6月	テレ朝と共に訴えられた環境総合研究所についての上告と上告受理申し立てを最高裁が棄却。同研究所の勝訴が確定
10月	最高裁、二審判決を破棄。東京高裁に差し戻し判決。
2004年	
6月	東京高裁で和解が成立

出所：各種新聞、資料等を元に作成



脚注

- 「埼玉県、農作物の濃度を調査の方針」（『毎日』1999年2月5日）なども、ダイオキシン問題報道の対処に追われる埼玉県の動向を伝えている。
- 1999年2月以前にも、大阪府能勢町や茨城県龍ヶ崎市の清掃

工場周辺や、香川県豊島の産廃処理場から高濃度のダイオキシンが検出されたこと、そして汚染対策が遅れていることが報道されている。

3-2 ニュースステーションへの注目

報道の転換点は、ニュースステーション報道の「誤り」によって生じた。2月9日、番組の中で言及された「野菜のダイオキシン濃度」の最大値が、実際には野菜以外の値（後に煎茶と判明）であり、報道のなかで言及された「葉っぱもの」の野菜とは言いがたいことが指摘されると、「放送内容の的確さが問われそうだ（『毎日新聞』1999年2月10日）」とニュースステーションの姿勢を問題視する報道が行われるようになった¹⁷⁾。

これを境に一部のマス・メディアは、ニュースステーションに対する厳しい批判を展開した。例えば「はじめからある種の目的をもち、あらかじめ想定している結論に誘導しようとした特異な報道手法といわざるを得ない。久米氏とともに同氏を起用しているテレビ局の報道倫理も厳しく問われるべきである。（『テレビ朝日報道 あってはならない久米手法』『産経』社説1999年2月20日）」という報道は代表的な批判であろう。

その一方で、「行政が産廃施設から出る害と農作物への影響を調査せず対策もとらなかったことや、命と土壌の大切さを問うた特集前半の問題提起までが帳消しにされるのは残念だ」、「逆効果も確かにあったが、行政側の対応を促すという報道の目的は達している。環境行政に一石を投じた点は認めていい（『朝日新聞』1999年2月13日）」と識者の発言を掲載することで、ニュースステーションには、問題提起としての意義があったことを評価する報道も存在していた。

3-3 政治的介入問題へ

さらに「ニュースステーション問題」は政治的介入問題へと発展した。郵政省（当時）は、1999年2月16日、テレビ朝日に対して放送内容の説明するよう要求した。さらに衆議院の通信委員会にテレビ朝日の社長が参考人として招致された。このように政府・自民党がニュースステーションを批判するようになるにしたがって、「ニュースステーション問題」報道は、よりジャーナリズム批判の色彩を強めていった。

政治的介入が争点になるにつれて、マス・メディア報道は、「ニュースステーション問題」をジャーナリズムに関する一般的問題と関連付けて論じるようになっていった。例えば、「放送法の何を根拠に国会の場に招致するのか。法の趣旨に、立法府が自ら背く動きではないか。テレビ朝日の報道には確かに問題があったとはいえ、こうした集中的な批判によって、ジャーナリズムに最も期待される調査報道が、委縮してしまうのではないか」、「個別の報道について、立法府でいいとか悪いとか議論するのはいかなものか。放送に携わる人々の自立を尊重すべきなのに、委縮的な影響を及ぼすことは避けられない。（『朝日』1999年3月6日）¹⁸⁾」という識者のコメントが引用された報道は、「ニュースステーション問題」がジャーナリズム批判の一種として論じられていることを端的に示している。

さらに「テレビ朝日の報道姿勢については、一九九三年にも同局の報道局長が非自民寄りの選挙報道を指示したとして国会に証人喚問されている（『読売』1999年3月31日）」と過去の事例と連関して論じられることで、ジャーナリズム批判としての側面をより強めていくこととなった。

3-4 所沢ダイオキシン訴訟へ

そして1999年6月、所沢の農家がテレビ朝日を提訴したことで、「ニュースステーション問題」は、新たな展開を迎える。第一審の弁論は同年10月に行われ、2001年2月に結審、

脚注

17. 「番組は『市民、農家の苦しみ』を背景に『行政の対応を促した』というが、農家をさらに苦しめる結果になり、データ提示の仕方の問題を残した」（『朝日』1999年2月13日）も同様。

18. また『毎日新聞』も「度重なる報道関係者の国会招致や行政の介入は放送法からみても大問題である」と識者のコメントを掲載し、政治介入を批判している（1999年3月16日）。

同年5月16日に判決が下された。地裁の判決後には、まとまった報道が行われ、識者の解説も報道された¹⁹⁾。この裁判は一審で原告（農家側）敗訴、二審も原告敗訴となった。控訴審に関しては、判決内容が一審と変化がないためか、報道はあまり行われなかった。

しかし最高裁において、一審・二審の判決の見直し、そして報道における名誉毀損の成否に関しても最高裁が初めて基準を提示される見込みが高まると、再び「ニュースステーション問題」への注目が高まった。当初の見込みのとおり、最高裁は、2003年10月16日、テレビ朝日側勝訴の二審判決を破棄し、高裁に差し戻した。この差し戻し判決は、「テレビ放送による〈社会的評価の低下〉の判断基準、及び〈摘示事実〉の判断基準を最高裁が始めて示した（山口いつ子2005）」ものであり、社説や解説記事でも大々的に取り上げられた。各紙、この判決について論評を行った。それはこの判決によってテレビ放送への過度の介入が行われることを懸念するものであった²⁰⁾。

生中継やキャスターなどのアドリブが命のテレビジャーナリズムの現場に悪い影響を与えることを心配する（途中省略）この判決が前例にならないことを願う（『朝日』2003年10月17日社説）

判決によってメディアが消極的になり、結果的に政治家や役人の不正、腐敗の隠ぺいにつながるような事態は断じて避けねばならない（『毎日』2003年10月19日社説）。

このようにニュースステーションの報道の「誤り」が指摘され、国会で取り上げられたことで政治的介入の問題となり、さらには訴訟へと発展し法律的な議論が展開されるようになった。そのたびにジャーナリズム批判に関する別の事例と連関して論じられ、ダイオキシン汚染問題とは別の論点が形成されていった。

一方、ダイオキシン問題報道の全体量は、「ダイオキシン対策特別措置法」の制定（1999年）以降、減少していた。またダイオキシン汚染問題に関する報道も、政府の汚染調査に関する発表もの記事や焼却炉メーカーの技術紹介記事で占められるようになっていった。その中で、「ニュースステーション問題」報道は相対的な地位を高めていったのである²¹⁾。

▶ 4 「ニュースステーション問題」報道による現実の構築・構成

4-1 評価される「報道の目的・意義」、批判される「報道の手法」

では「ニュースステーション問題」報道は、ジャーナリズム批判としてはどのような特徴を持っていたのか。そしてどのような「背後仮説」を内包していたといえるだろうか。

「ニュースステーション問題」に関して、新聞をはじめとするマス・メディア報道は、テレビ朝日・ニュースステーションを批判する側と擁護する側に分かれた。しかし双方に

脚注

19. 『朝日新聞』では、5月下旬だけで7本の記事が書かれており、すべてが「ニュースステーション問題」に言及している。識者の解説は「食の安全、どう伝える 『所沢ダイオキシン報道』判決、識者に聞く（2001年5月16日）」と「規制狙う自民に戸惑い 所沢ダイオキシン訴訟後（メディアと裁判）（5月19日）」で、ともに1000字を超す大型の記事となっている。2001年のダイオキシン関連記事は23本であるが、他の月の記事は基本的に文字数200字前後のベタ記事である。
20. なお『読売新聞』は、解説記事で「厳格さを求めすぎると、映像と音声によってナマで伝えるテレビの特性が損なわれるのではないか」という識者のコメントを引用している（『読売』2003年10月17日解説）。またこの判決では、番組が人の社会的評価を低下させたか否かについては、「一般の視聴者の普通の注意と視聴の仕方を基準にすべき」とし、また名誉毀損の免責要件の一つである真実性の立証対象となる「摘示事実」については、同じく「一般の視聴者の普通の注意と視聴の仕方」を

- 基準とするべきとされ、「当該報道番組の全体的な構成、これに登場した者の発言の内容や、画面に表示されたフリップやテロップ等の文字情報の内容を重視すべきことはもとより、映像の内容、効果音、ナレーション等の映像及び音声にかかる情報の内容ならびに放送内容全体から受ける印象を総合的に考慮」すべきとされている（山口いつ子2005参照）
21. 最高裁の判決の後は、新聞報道が「ニュースステーション問題」に言及することはほとんど無くなった。また「ニュースステーション問題」以外のダイオキシン問題報道も、発表もので占められるようになっていた。「ダイオキシン対策特別措置法」の制定後は、定期的なダイオキシン汚染調査の紹介記事がほとんどである。また2004年、ウクライナ大統領選挙の野党候補（ユシチェンコ元首相）の体内からダイオキシンが検出されたことが報道されたが、「ニュースステーション問題」、およびそれ他のダイオキシン問題と関連付けて論じられることはなかった。

共通している点があった。それは、ニュースステーション報道の「意義・目的」は評価していたことである⁽²²⁾。

例えば、「ニュースステーション問題」が発生した直後の1999年2月の記事で、『朝日新聞』は「行政側の対応を促すという報道の目的は達している（2月13日）」という識者の意見を掲載している。また『読売新聞』も「問題の背景には、わが国のダイオキシン対策の遅れやデータ不足がある。その意味で国の早急な対応と、調査データの集積・公表を促した報道目的は理解できる（2月20日）」と、ニュースステーションの報道目的に一定の理解を示している。

その一方で、「数字が独り歩きし、『所沢の野菜、農作物は怖い』といった印象を広げてしまったのもうなずける。報道には、大きな欠陥があった（『朝日』1999年2月20日）」や「データの取り扱い方が余りにもずさん過ぎる（『読売』1999年2月20日）」という報道に見られるように、ニュースステーションの報道手法は、批判の対象となっていた⁽²³⁾。

このような報道の傾向はダイオキシン訴訟が提起され最高裁の判決が下された後まで変わらなかった。

汚染データの示し方には欠陥があったといわざるをえない。…（中略）…とはいえ、この点に目を奪われるあまり、ダイオキシン汚染に警鐘を鳴らした報道の意義を否定することはできまい。…（中略）…だが、そうした報道の意義を評価する見方は、今回の最高裁判決では全般的に乏しいのではないか（『朝日』2003年10月17日）。

ワイドショーなどの一部に、報道とも娯楽とも受け取れる番組が散見される実情に照らせば、司法から厳しい注文が出るのも当然だ。…（中略）…しかし、ミスを理由にテレ朝の報道の意義までを否定してはならない（『毎日』2003年10月19日）

なお『読売新聞』は報道の目的や意義には言及せず、「問題の番組のセンセーショナルな、いたずらに視聴者の不安をあおる報道手法に、大きな問題があったことは否定できない（『読売』2003年10月17日）」と手法の問題の方を強調して批判を展開していた。

このようにニュースステーションの「報道の目的・意義」への評価と、「報道の手法」への批判は、どの新聞報道においても共通して見られる特徴である。前者を強調するか、後者を強調するかの違いはあるが、ダイオキシン汚染問題を報道することの「目的・意義」はどの立場からも否定されることはなかったのである。

4-2 間接的に維持された「ダイオキシン問題=ごみ問題」という現実

では報道において「ニュースステーション報道の目的・意義」が評価されていくことで、ダイオキシン問題報道全体にどのような変化が生じたか。マス・メディア報道は、ニュースステーション報道の目的・意義を「ダイオキシン汚染に警鐘を鳴らした」ことであるとしている。つまり、そこにはダイオキシン汚染は重要な社会問題であり、ジャーナリズムはそれを報道するべきだ、という前提が存在している。

ではダイオキシン汚染とは、具体的にどのような問題を指すのだろうか。ニュースステーションは、埼玉県所沢市周辺の産廃焼却炉によるダイオキシン汚染を取り上げていた。つ

脚注

22. 最高裁の判決でも補足意見で「国民の健康に被害をもたらす公害の源を摘発し、生活環境の保全を訴える報道の重要性」を強調している。この補足意見は新聞報道でも引用されている。

23. 『毎日新聞』も「調査報道でダイオキシン汚染の実態に迫ろうとした努力は評価できるが、農家への配慮を欠いた（1999年2月13日）」と報道の目的は評価している。また、『産経新聞』は「いちじるしくバランスに欠けている。いたずらに不安感を抱か

せるような報道でなかったか」と手厳しく批判するが、それでも「騒動の原因となったのは隣接四市町に四十六カ所もある産業廃棄物の焼却施設だ（1999年2月10日社説）」と、ニュースステーションの報道内容そのものは否定していない。また2月20日の社説では「あってはならない久米手法」として、キャスター久米宏の手法を全面的に批判している。

まり「ダイオキシン問題＝ごみ問題」として報道していたのである。この当時（1990年代後半）は、ダイオキシン問題はごみ問題・焼却炉問題として語られていた時代であり、その点では、ニュースステーション報道も、当時の他のダイオキシン問題報道と同じ論理で行われていた（山口 2009 参照）。

だが同時期、ごみ・焼却炉問題以外のダイオキシン問題の存在も指摘され始めていた。例えば、1998年には横浜国立大学の調査によって過去に使用された農薬に由来するダイオキシン汚染の可能性が指摘されており、1999年7月には農水省が過去に認可していた農薬の中にダイオキシンが含まれていることを公式に認めている。また、ダイオキシンの毒物としての恐ろしさがベトナム戦争時の枯葉剤や海外の農薬工場の事故を事例として伝えられてきたことを考えると、ダイオキシン問題を農薬問題として再構築する可能性と必要性は十分にあったといえる。事実、農薬問題に関しても、わずかではあるが、新聞報道は行われ、農薬対策の必要性についても言及されてはいた（山口 2009 参照）。

しかし「ニュースステーション問題」報道は、このようなダイオキシン汚染問題の最新動向にはほとんど言及しなかった。それまでのダイオキシン問題報道において構築・構成された「ダイオキシン問題とはごみ問題である」という現実、およびそれを規定していた論理や常識的な知識は、「ニュースステーション問題」報道においては「報道手法の是非」「政治的介入の是非」に関する議論を行うときの背後仮説になっていた。そこではニュースステーションは、「ダイオキシン汚染に警鐘を鳴らした報道」として、その「目的・意義」が評価されてはいたが、ダイオキシン汚染に関してはそれ以上の考察は行われなかった。すなわち、「ニュースステーション問題」報道においては「ダイオキシン問題は農薬問題であるのか、ごみ問題なのか、それとも他の問題であるのか」という問いは、「ニュースステーションの報道手法は正しいのか」「報道に対する政治的・法的な介入は正しいのか」という問いの後景に退くことになったのである。それまでのダイオキシン問題報道で構築されていた「ダイオキシン問題とはごみ問題である」という現実、明確に肯定されることはなかったが、逆に明確に否定されることもなく、継続していったのである。

▶ 5 むすびにかえて

本稿は、「ニュースステーション問題」およびその報道がダイオキシン問題報道に与えた影響を考察してきた。確かに「ニュースステーション問題」は、表現の自由と名誉毀損の基準、また政府の介入の是非など、ジャーナリズム批判として求心的な論点を内包しており、新聞社間で見解も分かれ、論争にもなった。だが、ダイオキシン問題報道の主軸が、そのような求心力の高いジャーナリズム批判へと転換したことで、ダイオキシン汚染問題への関心は減少した。とはいえ、ダイオキシン問題に関して構築・構成されてきた現実（「ごみ問題としてのダイオキシン問題」）が消滅したわけでもなかった。むしろダイオキシン問題の最新動向への注目が行われなくなったことで、いったん構築された「ダイオキシン問題＝ごみ問題」という現実は再検証されずに継続していったのである。

ダイオキシン問題のような不確実性の高い社会問題については、つねに新しい事実の発見に応じて、それを問い直していくことが求められる（藤垣 2005 参照）。しかしダイオキシン問題報道において、それは行われなかった。問い直しに値する（かもしれない）事実が明らかになったとき、ダイオキシン問題報道においては、「ニュースステーション問題」という別の新しい論点に関心が集まっていたのである。

現実の社会的構築・構成過程において行われる別の現実の構築・構成可能性の排除は、強制的というよりも、むしろ「もっともらしく」、「正しく」、そして「いつのまにか」行われる。「ニュースステーション問題」に関するジャーナリズム批判はかなりの程度で「正

しい」議論であろう。しかしその「正しい」議論は、それまでのダイオキシン問題報道で構築・構成された現実、とそれを規定する論理と常識的な知識を「背後仮説」とし、それを再生産していたのである。そしてジャーナリズム批判としての「正しさ」は、ジャーナリズム批判がそのような現実の構築・構成を行っていることを覆い隠すのである。

昨今、インターネットの普及により、マス・メディアのジャーナリズム活動を批判する声はその量を増している。しかし、ジャーナリズムによって構築・構成された現実を「背後仮説」としたジャーナリズム批判は、その批判的な様相にもかかわらず、かえって特定の現実の維持に関与している可能性もある。したがって、今後、ジャーナリズム批判の増加、および一般化に伴い、それを社会的行為の一種、すなわち現実の構築・構成行為として考察する必要性はより高まっていくだろう。そのため本稿では、「ニュースステーション問題」報道を分析し、ジャーナリズム批判によって社会的に構築・構成される現実について考察を行ってきた。

●引用・参考文献

- Becker, S., 1963 *Outsiders*, 村上直之訳 (1993) 『アウトサイダーズ』新泉社
 藤垣裕子編 (2005) 『科学技術社会論の技法』東京大学出版会
 原寿雄 (1994) 『ジャーナリズムは変る』晚餐社
 —— (2009) 『ジャーナリズムの可能性』岩波書店
 原田達 (1994) 『知と権力の社会学』世界思想社
 飯室勝彦 (2004) 『報道の自由が危ない』花伝社
 伊藤高史 (2006) 『「表現の自由」の社会学』八千代出版
 鳥谷昌之 (2001) 「フレーム形成過程に関する理論的一考察」『マス・コミュニケーション研究』58号, 78-93
 川崎泰資・柴田鉄治 (1996) 『ジャーナリズムの原点』岩波書店
 小室広佐子 (2002) 「ダイオキシン報道の展開」『東京大学社会情報研究所紀要』62号, 161-189
 門奈直樹 (1990) 「政治ジャーナリズム批判の展開過程」『新聞学評論』39号, 6-13
 中河伸俊編 (2001) 『社会構築主義のスペクトラム』ナカニシヤ出版
 大石裕 (2005) 『ジャーナリズムとメディア言説』勁草書房
 平英美・中河伸俊 (2000) 『構築主義の社会学』世界思想社
 —— (2006) 『新版 構築主義の社会学』世界思想社
 Gouldner, A., 1970 *The coming crisis of Western sociology*, 岡田直之, 田中義久訳 (1974) 『社会学の再生を求めて』新曜社
 Thchman, G., 1978 *Making news*, 鶴木眞, 櫻内篤子訳 (1991) 『ニュース社会学』三嶺書房
 鶴見俊輔 (1965) 「解説、ジャーナリズムの思想」同編『ジャーナリズムの思想』筑摩書房
 鶴木眞編 (1999) 『客観報道』弘文堂
 保田卓 (1999) 「社会学者の立場 -マンハイム, ゲールドナー, ルーマン-」『京都大学大学院教育学研究科紀要』45号, 57-66
 山口仁 (2009) 「ダイオキシン問題とマス・メディア報道」『マス・コミュニケーション研究』74号, 76-93
 山口いつ子 (2005) 「ニュース放送と名誉毀損」『別冊ジュリスト: メディア判例百選』190-191
 山本明 (1967) 『現代ジャーナリズム』雄渾社
 横田一 (2001) 『所沢ダイオキシン報道』緑風出版
 若林誠一・漆間治 (2004) 「メディアの何が問われているのか」『放送研究と調査』Vol.54, No.1, 36-57

(山口 仁 財団法人マルチメディア振興センター研究員)